

令和 6 年度
第 2 回鹿児島市青少年問題協議会

日 時 令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0

場 所 市教育総合センター 3 階 青年会館第 1 ~ 3 研修室

令和6年度 第2回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

- (1) 開会の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10：00
- (2) 第1回青少年問題協議会会議経過・協議内容について・・ 10：05
- (3) 協 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10：10
 - ア 令和6年度青少年健全育成事業等の実施状況について
質疑応答・意見交換
 - イ 令和6年度青少年問題協議会専門委員会の報告について
質疑応答・意見交換
 - ウ その他（関係団体、関係機関より、事務局より）
- (4) 閉会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11：25

○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年12月26日条例第75号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成26年3月18日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

令和6年度 青少年問題協議会委員				
選 出 区 分		団 体	役 職	氏 名
学識経験者 9人	大学	鹿児島大学	教授	有倉 巳幸
		鹿児島国際大学	教授	帖佐 尚人
		志學館大学	准教授	花形 武
	学校	市小学校長会(中郡小学校)	代表	日高 京美
		市中学校長会(緑丘中学校)	代表	内 真奈美
		鹿児島市高等学校校長会	代表	阿多 威文
	関係団体	市PTA連合会	代表	上村 宏明
		市民生委員児童委員協議会	理事	日高 夏子
		薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会	理事	川島 麻貴
公募市民 2人		公募市民		鶴田 宏
		公募市民		川元 聡子
関係行政機関 8人		鹿児島労働局職業安定部	訓練課長	金田 知之
		県警察本部人身安全・少年課	課長	末廣 政春
		鹿児島県方法務局人権擁護課	課長	向井 英美子
		市市民文化部	部長	上園 正人
		市こども未来局	次長	濱崎 誠二
		市人権政策部	部長	馬立 由紀
		市教育委員会教育部	部長	佐土原 隆
		市学校教育課	課長	竹下 直大

令和6年度 青少年問題協議会幹事				
選 出 区 分		団 体	役職	氏 名
関係各課 9人		広報課	課長	東 博孝
		地域づくり推進課	課長	寺師 俊孝
		男女共同参画推進課	課長	唐仁原 育子
		こども家庭支援センター	所長	重久 直子
		人権推進課	課長	重久 毅
		学校教育課	主幹	久留 理剛
		保健体育課	課長	山口 伸一
		生涯学習課	課長	西國原 学
		青少年課	課長	吉元 利裕

令和 6 年度 青少年問題協議会会議経過について

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
令和 6 年 5 月 1 4 日 (火) 11:00～12:00	幹 事 会	第 1 回青少年問題協議会の開催に向けて ①令和 6・7 年度青少年問題協議会の計画 ②令和 6 年度青少年健全育成に関する主な施策等 ③令和 6・7 年度のテーマについて	青年図書 連絡室
令和 6 年 6 月 6 日 (木) 9:30～11:00	協 議 会	①令和 6・7 年度青少年問題協議会の計画 ②令和 6 年度青少年健全育成に関する主な施策等 ③令和 6・7 年度のテーマについて ④その他（情報交換等）	青年会館 研修室
令和 6 年 8 月 2 7 日 (火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ①】 ○令和 6・7 年度の提言、広報に係る協議	青年図書 連絡室
令和 6 年 1 1 月 1 3 日 (火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ②】 ○令和 6・7 年度の提言、広報に係る協議	青年図書 連絡室
令和 7 年 1 月 1 5 日 (水) 11:00～12:00	幹 事 会	第 2 回青少年問題協議会の開催に向けて ①青少年問題協議会の会議経過 ②専門委員会活動報告（1 年目）	青年図書 連絡室
令和 7 年 1 月 3 0 日 (木) <u>10:00～11:30（変更）</u>	協 議 会	①青少年問題協議会の会議経過 ②専門委員会活動報告（1 年目） ③その他（情報交換等）	青年会館 研修室

青少年問題会議等報告

令和6年6月6日

件 名	令和6年度第1回鹿児島市青少年問題協議会	作 成 課	教育部 青少年課
日 時	令和6年6月6日（木） 9時30分～11時00分		
場 所	市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室		
出 席 者	青少年問題協議会委員 17人（代理出会1人、欠席2人）		
市出席者	委 員： 市市民文化部部长、市こども未来局次長、市人権政策部部长、 幹 事： 広報課長、地域づくり推進課長、男女共同参画推進課長、 こども家庭支援センター、保健体育課長、生涯学習課長 青少年課長、 事務局： 青少年課3人		
会 次 第	1 委員紹介 2 開会のあいさつ 3 協議 青少年問題協議会の設置等について 令和6・7年度青少年問題協議会の計画について 令和6年度青少年健全育成に関する主な施策等について 専門委員会の設置について 令和6・7年度テーマについて その他（情報・意見交換） 4 閉会のあいさつ		
主な 決定事項	○ 令和6・7年度青少年問題協議会の計画について ○ 令和6年度青少年健全育成に関する主な施策等について ○ 専門委員会の設置について		承認 承認 承認
主な意見等	○ 令和6・7年度テーマについて ・ 青少年健全育成に関する主な施策（4）「青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進」を軸に、新しい問題へ対応するという視点や（1）「豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上」を関連させたテーマにしてはどうか。 ・ 子供たちに寄り添う視点で検討してはどうか。 ・ 学校、家庭、地域のネットワーク化 ・ 子どもの権利について 等 ○ 提言について ・ これまでと同じくリーフレットを作成してもよいのではないか。 ・ リーフレット作成にあたっては、対象を誰にするのか。 ・ 保護者対象も視野に入れて作成してはどうか。 ・ 子どもを通して保護者等への啓発を考えてもよいのでは。等		

令和6・7年度 青少年健全育成に関する主な施策等（青少年課）

1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人の責任でもある。このような認識のもとに、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を発揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

〔視点〕

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 家庭の教育力の充実
- イ 明るく健全な家庭づくり

- ① 保護者と子どもで「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の育成に取り組んだり、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや野外活動等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
(生涯学習課)

【事業、取組】

- (生涯)「親子体験活動研修会」(5月24日(金)中央公民館：保護者27名参加)を実施し、実技研修を通して親子体験活動の充実・活性化を図った。
- (生涯)「公民館講座等開催事業」：小・中学生とその保護者等が対象。体験学習や自然探索などを通して、親子のふれあいを深めた。

- ② 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
(生涯学習課、男女共同参画推進課)

【事業、取組】

- (生涯)第四次鹿児島市子ども読書活動推進計画…公民館図書室等における読み聞かせ会(お話会)を実施した
- (生涯)生涯学習プラザ及び地域公民館等で実施する「親子による料理講座」をはじめとする各種親子講座を開設した。

- ③ 子どもが家庭に居場所を感じ、充足感が得られるような役割をもたせる。
(生涯学習課)

【事業、取組】

(生涯) 市PTA連合会と連携した研修会を開催した。
(生涯) 地域公民館において家庭教育研修会や人権問題研修会、家庭教育学級などを開催する中で、テーマを設け協議を進めた。
(生涯) 家庭教育相談事業(子育て相談窓口)…気軽に相談できる体制を整え家庭内での役割分担や親子の関係性を改善するサポートを行った。

- ④ 子育てには家族全員の存在が重要であることを認識し、それぞれの出番を積極的につくる。(生涯学習課、男女共同参画推進課)

【事業、取組】

(生涯) 親子体験活動支援事業…子どもの健全育成に寄与するおやじの会などの団体の活動費の補助や企画運営のための研修会を実施することによって体験活動の充実を図った。
(生涯) 父親セミナーの開設…父親の役割について学ぶ講座をはじめ、中学生の基本的なしつけ、中学生の現状や課題等を学ぶ機会とした。
(男女) 子どもとのスキンシップ、コミュニケーションの取り方等を楽しみ実践的に身につけ、受講者間のネットワークを構築する機会とすることにより、男性の育児参加を促進するため、子育て支援セミナー(全3回)を実施した。

- ⑤ いじめや不登校をなくし、充実した学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。
(青少年課)

【事業、取組】

(青) 「いじめ防止啓発強調月間」(ニコニコ月間 5/25～6/25)の実施や作品展を行い、児童生徒がいじめ問題について考える機会を設けることができた。
標語: 120校 48, 592点 ポスター: 88校 5, 043点

※参考資料①

- ⑥ 家庭教育学級や子育て講座等の充実を図り、家庭の教育力を高める。
(生涯学習課、男女共同参画推進課)

【事業、取組】

(生涯) 市PTA連合会との連携(PTA活動研究委嘱、研修会の共催)を図った。
(生涯) 社会学級委員等研修会(前・後期)の開催し、事例発表やワークショップ型研修を通して学習機会の充実を図った。
(生涯) 保育園(所)や幼稚園で、保護者を対象にした「乳幼児期の家庭セミナー」【33園(所)が開設】を開催し、親子のコミュニケーションや教育方法について学ぶ機会を設けることができた。
し、親子のコミュニケーションや教育方法について学ぶ機会を設けることができた。
(生涯) 保健センターとの連携(「明日の母親と父親のための育児教室」等)を図った。
(生涯) 「家庭教育研修会」の実施…子どもの社会的自立と、保護者が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていく取組の活性化を目指し、各地域公民館において実施した。
(男女) 子どもとのスキンシップ、コミュニケーションの取り方等を楽しみ実践的に身につけ、受講者間のネットワークを構築する機会とすることにより、男性の育児参加を促進するため、子育て支援セミナー(全3回)を実施した。

(2) 学校と家庭・地域等が連携して心の教育を推進する。

〔視点〕

学校と家庭・地域等（企業等含む）が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- ① 学校では、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊び、一人一人の多様な個性をお互いに尊重する心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも多く発見し、1件でも多い解消を図る。（学校教育課、青少年課、保健体育課）

【事業、取組】

- (青) いじめに関するアンケート調査や教育相談の定期的な実施をととして、いじめの早期発見・早期解決に努めている。また、一人一台端末を活用した心身の健康観察「ニコニコチェック」、「心の健康観察」を作成し、各学校の実情に応じて活用を図った。
- (保) 性に関する指導を通して、生命の尊さを学び、命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育の推進に努めた。※参考資料②
- (学) 学校経営方針に基づき、教育課程に位置付けられた道徳教育や人権教育の推進に取り組み、児童生徒の内面に根ざした道徳性や人権尊重の精神の育成に努めている。

- ② 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実に努める。（学校教育課）

【事業、取組】

- (学) 「かごんまよか授業」や「鹿児島市の授業4ポイント」など、分かる授業の実践に向けて作成した様々な資料を校内の研修等で活用し、授業改善に取り組めるよう、学校と連携を図っている。

- ③ 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをするなど、一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。（生涯学習課）

【事業、取組】

- (生涯) 市PTA連合会各研修会において、基本的生活習慣の改善・確立や、よりよい家庭環境づくりのための子どもと向き合う温かい会話の時間の確保に努めるよう周知を図った。

- ④ 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。（生涯学習課、青少年課、地域づくり推進課）

【事業、取組】

- (青) 令和6年8月6日（火）鹿児島市国際交流センターにて、ボランティアジュニアリーダー養成セミナー（市内中学生対象45名参加）を実施し、外部講師による「ボランティア活動の意義とリーダーの役割」や「ボランティア活動と危険予知トレーニング」の内容で、講義・演習を通して、学んだ。※参考資料③

- ⑤ 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などを通して、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。（公共の場でのマナー等）
（生涯学習課、青少年課、地域づくり推進課）

【事業、取組】

- （青）鹿児島市立青少年育成センター街頭声かけ（常時、夜間、合同、特別・青少年育成委員 200 人による声かけ活動（10 月末時点声かけ累計 5,141 人）※参考資料④
- （生涯）PTA と連携し「顔と名前が分かり、出会った時にあいさつができる関係づくり」を推進した。
- （生涯）市民あいさつ運動…市民あいさつ運動推進に関する標語の募集・表彰ポスターの作成及び掲示による周知を図った。

- ⑥ インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようにする。（生涯学習課）

【事業、取組】

- （生涯）市 PTA 連合会と連携し、情報端末機器に関する保護者向け研修会を実施した。

- ⑦ 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。（生涯学習課）

【事業、取組】

- （生涯）地域学校協働活動推進員 36 名を全小中学校に配置し、学校の要望に応じてボランティアを活用した活動や学習の支援を行った。
- ボランティア登録者数 9,626 人、累計事業数 11,011 回、累計活動者数 37,574 人
（令和 6 年 11 月時点）

- ⑧ 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。（学校教育課）

【事業、取組】

- （学教）中学生とその保護者に対し、中学生には保護者宛、保護者には中学生宛のメッセージを募集し、お互いの存在について考えてもらう機会とすることを目的に、平成 15 年度から取り組んでいる。令和 6 年度は生徒と保護者を合わせて 15,967 点の応募があり、多くの作品が読む人に共感と感動を与えている。入賞作品は、作品集としてまとめ、各中学校に配布するとともに、市のホームページにも掲載する予定である。

※参考資料⑤

- ⑨ 市ホームページ「まぐまっこなび」やリーフレット等で、青少年の悩みに対する相談窓口の周知を図る。（広報課、人権推進課、青少年課）

【事業、取組】

（青）隔年でリーフレットを作成し、相談窓口を紹介、周知している。

※参考資料⑥

（人）パンフレット（知っておきたいみんなの人権）を作成し、相談窓口を紹介、周知している。 ※参考資料⑦

（広）「マグマっこなび」への入り口となるボタンを、市のトップページの目立つ場所にわかりやすく表示しているほか、GIGA スクールの一人一台端末からも接続できるように、市教委ポータルサイトにメニュー表示をしている。 ※参考資料⑧

（３） 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしま

〔重点事項〕

ア リーダー及び指導者の育成
イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
ウ 生涯学習施設等の活用の推進

- ① ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。（生涯学習課、青少年課、保健体育課）

【事業、取組】

（青） 年３回実施する宮川野外活動センター主催事業の「開講式」にて、各家族に危険予知トレーニングを実施している。

（保） 第二次市教育振興基本計画において、危険予知トレーニング教材等の活用を推進し、児童生徒自らが安全について、危険を予測・回避する等の意思決定や行動選択ができるような実効性のある学習指導の工夫・充実を図り、学校の安全対策づくりを推進している。

- ② 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。（生涯学習課、青少年課、地域づくり推進課）

【事業、取組】

（青） さつまっ子育成市民大会にて、小山田太鼓踊りを披露していただいた。 ※参考資料⑨

（生涯） 県PTA連合会と連携し、郷土芸能の伝承活動や特色ある活動に取り組んでいる学校等を県PTA新聞で紹介した。

- ③ あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実を図る。（青少年課）

【事業、取組】

（青） 令和6年5月18日（土）鴨池公民館と谷山市民会館にて、子ども会リーダー研修会（市内小中学生対象228名参加）を実施し、外部講師による「子ども会活動の進め方とリーダーの役割」や「体験活動の充実と危険予知トレーニング」等の内容で、講義・演習・実技を通して、学んだ。 ※参考資料⑩

- ④ 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回HPで広報）を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。（青少年課）

【事業、取組】

（青） 2月に1回学校及び関係施設へ配付している。 ※参考資料⑪

- ⑤ 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。（全課）

【事業、取組】

（青） 各校区、地域で行っている「あいご会活動」等を通して、地域行事等に児童生徒が主体的に参加するように奨励している。

- ⑥ 宮川野外活動センター、少年自然の家の利用促進を図る。
（青少年課、少年自然の家）

【事業、取組】

（青） 青少年課が主催する年3回実施する宮川野外活動センター主催事業「春・秋・冬」やあいご会役員研修会等の場を通して、宮川野外活動センターの利用促進を図っている。

（４） 青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。

〔視点〕

学校・家庭・地域等のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

〔重点事項〕

ア 地域ぐるみの青少年育成
イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
ウ 児童虐待防止への取組
エ 有害情報への対応

- ① 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。

(青少年課、地域づくり推進課、保健体育課)

【事業、取組】

- (青) 青少年の生活環境の点検調査（令和6年7月1日～8月31日の期間内）※参考資料⑫
- (保) ・ 各学校へスクールガード・リーダーを配置した。
・ 登下校時の通学路で児童生徒の安全確認とスクールガードとの連携した巡回パトロールを実施

- ② 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けるなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。

(生涯学習課、青少年課、地域づくり推進課)

【事業、取組】

- (青) 各校区、地域で行っている「あいご会活動」等を通して、子どもたちの交流活動に児童生徒が主体的に参加するように奨励している。
- (生涯) 校区あいご会連絡会と連携し、地域公民館において、子どもたちによる子どもたちの文化祭を実施することを通して、校区をこえた子どもたちのつながりづくり、地域のつながりづくりを進めてた。
- (地域づくり)
各校区のコミュニティ協議会において、立志式やしめ縄づくりなど青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域が一体となった活動を開した。

- ③ 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。

(青少年課)

【事業、取組】

- (青) 鹿児島市立青少年育成センター街頭声かけ（常時、夜間、合同、特別）
・ 青少年育成委員200人による声かけ活動（10月末時点声かけ累計5,141人）※参考資料④

- ④ 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。

(こども家庭支援センター、人権推進課)

【事業、取組】

- (人) パンフレット配布やパネル展を開催し、啓発している。
- (こ支セ) 令和6年4月に設置したこども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の一体的な運営を行うことで、虐待への予防対応から子育てに困難を抱える家庭まで包括的な支援を切れ目なく行っている。
児童虐待防止のため、啓発活動として啓発物の作成や街頭キャンペーンを行っている。※参考資料⑬

- ⑤ ヤングケアラーの周知広報に努め、必要な相談支援を行う。
(こども家庭支援センター、人権推進課)

【事業、取組】

(人) パンフレット配布やパネル展を開催し、啓発している。
(こ支セ) ヤングケアラー相談支援員を配置し、相談対応や情報提供等を行うとともに、ヤングケアラーに関する研修会の実施やポスターやカードを作成配付等、広報啓発活動を実施している。 ※参考資料⑭

- ⑥ 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。
(広報課、人権推進課、青少年課)

【事業、取組】

(青) ・ 各学校へ啓発パンフレット等を配布した。
・ 鹿児島市PTA連合会と連携し、ケータイスマホ委員会による啓発、広報、講演会の実施 ※参考資料⑮
(人) パンフレット配布やパネル展を開催し、啓発している。

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視点〕

関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕

ア 関係機関・団体との情報交換
イ 関係機関・団体の広報活動の充実
ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

- ① 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。
(青少年課)

【事業、取組】

(青) さつまっ子育成市民大会の開催
日 時：令和6年10月19日(土) 10:00～12:00
会 場：川商ホール
参加者：464人 ※参考資料⑨

- ② コミュニティ協議会等で、校区内の行事調整を行い、青少年健全育成の充実を図る。(生涯学習課、青少年課、地域づくり推進課)

【事業、取組】

(青) 青少年健全育成関係の類似の行事は、統合したり、日程を縮小する等、負担軽減の取組を図っている校区もあると聞いている。
(生涯・地域づくり)
地域公民館ごとにコミュニティ協議会と連携し、行事調整等の連絡会を実施した。

③ 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。（全課）

【事業、取組】

- （青）リーフレット作成にあたっては、相談窓口の紹介等、子どもにもわかりやすいように工夫をしている。
- （男女）市内全高校1年生を対象としたデートDV防止啓発誌の配布のほか、デートDV講演会の開催、SNSを活用した若年層の性暴力被害予防月間等の広報を実施した。
- （こ支セ）児童虐待防止の広報については、鹿児島レブナイズと連携し、ポスターや啓発グッズ、動画の作成を行い、若者を含む幅広い世代への広報に努めた。

④ 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。（全課）

【事業、取組】

- （青）教育相談室と各相談機関との合同連絡会を開催し、情報共有とネットワークの充実を図っている。※参考資料⑯
- （男女）警察等の関係機関や学識経験者、関係団体の代表者等からなる鹿児島市DV防止対策委員会を開催した。
- （こ支セ）要保護児童等の早期発見及びその適切な保護等を図るため、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関等と要保護児童等に関する情報交換や、支援内容に関する協議を行っている。

⑤ 学校や警察及び福祉等の関係機関との連携を推進する。（全課）

【事業、取組】

- （青）・ 毎月、鹿児島県警察少年サポートセンター及び鹿児島市内三警察署を訪問
・ こども家庭支援センターとスクールソーシャルワーカーとの連携会（年間13回）
- （男女）警察等の関係機関や学識経験者、関係団体の代表者等からなる鹿児島市DV防止対策委員会を開催した。
- （生涯）校外生活指導連絡会会則制定により、加盟団体の主体的な活動参加及び機能的活動の推進を図った。
- （こ支セ）要保護児童対策地域協議会の中で、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催し、関係機関等と連携しながら要保護児童等に関する情報交換や、支援を実施している。

（6） その他

- ① 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）（生涯学習課・学校教育課）

【事業、取組】

- （学教）学校が作成した県民週間ポスターを、市役所やサンエールに掲示し、地域の方々へ学校訪問や授業参観等の周知を行った。

- ② 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）（生涯学習課、青少年課）

【事業、取組】

（青）青少年課が実施している「子ども会リーダー研修会」や「さつまっ子育成市民大会」を行事内容の趣旨を踏まえ、第3土曜日に実施している。

※参考資料⑨

- ③ 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。（生涯学習課、青少年課）

【事業、取組】

（青）青少年課が実施している「あいご会役員等研修会」を、行事内容の趣旨を踏まえ、第3日曜日に実施している。

- ④ 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。（学校教育課）

【事業、取組】

（学教）「学力向上をはじめとする各学校の教育課題に対応し、児童生徒一人一人の生きる力の育成を目指すために、土曜授業を含めた教育課程全体の見直しを図る。」ことを趣旨に、土曜授業を実施している。

令和 6 ・ 7 年度青少年問題協議会専門委員会の設置

1 専門委員会設置の理由（テーマ設定の理由を含む）

令和 4 年度及び令和 5 年度青少年問題協議会では、「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進「新たな時代へと進む今、青少年健全育成のために、学校、家庭、地域ができる取組は何だろうか。」をテーマに議論し、啓発リーフレットを作成したり、人間関係等で様々な不安や悩みに応じた相談先を具体的に表したりすることができた。

そのような青少年の不安や悩みを、学校、家庭、地域はどのように受け止め、どのような支援をしていけばよいのかということが、今まさに問われていると考えられる。

そのことを受け、青少年問題協議会では、青少年の健全育成のために、学校、家庭、地域が今できる取組は何かについて、様々な視点で話し合い、現状を把握した上で、具体的な提言をしていくことを協議する。

そこで、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第 5 条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年に係る問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携した心の教育の推進を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

2 専門委員（7 人）

番号	氏 名	役 職
1	日 高 京 美	鹿児島市小学校長会代表
2	内 真 奈 美	鹿児島市中学校長会代表
3	阿 多 威 文	鹿児島市高等学校校長会代表
4	帖 佐 尚 人	鹿児島国際大学教授
5	上 村 宏 明	鹿児島市 P T A 連合会代表
6	川 元 聡 子	公募市民
7	末 廣 政 春	県警察本部人身安全・少年課長

3 審議計画

(1) 審議のテーマ

青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進（主な施策（4））
～ S O S を発信しやすい環境づくり～

(2) 審議期間 令和 6 ・ 7 年度（年 2 回、計 4 回の専門委員会）

(3) 審議の主な流れ

1 年目：青少年に係る課題を話し合い、現状を把握した上で、今できる取組は何かについて協議する。

2 年目：青少年の健全育成のために、今できる取組は何かを検討し、学校・家庭・地域に向けた提言を出す。

第1回青少年問題協議会専門委員会が出された意見等

令和6年8月27日（火）

10:00～11:30 青年図書連絡室

現状（考えられる課題について）

- 非認知能力が伸ばせない子どもが多い。
- 家庭の課題が直接子どもの課題となっているケースがある。
- ネットとの強いつながり ICTとのよいつきあい方、使い方が大切。
→ 誰に届けていくのか。（親、子ども等）
- ネット、SNSで読み手の想像力の欠如が問題。
- 人と関わらなくても生きていける。→ PTA、町内会など縦のつながりが薄い。
- SNS晒され世代は、承認されることでしか自分が満たされない。（承認欲求極強）
- 親が忙しく、子どもと向き合う時間が少ない。

焦点化（提言に向けて）

- 子どもの権利、SOSの出し方、子どもにダイレクトに届けてはどうか。
- 子どもに見てもらえるような作りにしてはどうか。
→ 子どもが興味を持つような漫画っぽい表紙や内容。→ 地域人材の活用
子どもに伝えたいこと。
→ 自分に自信を持っていんだよ。つらいと言っていいんだよ等
SOSの発信の仕方。つらいときにどう発信するのか。

具体的な方法については、第2回専門委員会（11月）に検討

第2回青少年問題協議会専門委員会が出された意見等

令和6年11月13日（火）

10:00～11:30 青年図書連絡室

成果物作成にあたって（提言）R7年度発行

- 子どもにダイレクトに届けていきたい。
 - ・ コアラの子どもたちに意見をもらうのはどうか。
 - ・ 制作過程をメディアに取り上げてもらうようにしてはどうか。
 - 子どもが抱えている悩みや実態について。
 - ・ 現状把握のために、県の調査を参考にする。
 - 予算の中での運用は可能か。
 - ・ A3サイズの見開きでは見ないかも。
 - ・ A4表裏で紙質はそのまま。
 - ・ 鹿児島ゆかりのイラストレーターに挿絵（イラスト）をお願いしては。
- 依頼料と印刷代との兼ね合いをみて検討しては。

SOSの発信の仕方。つらいときにどう発信するのか。

令和7年度 青少年問題協議会計画（予定）について

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
令和7年5月13日（火）	幹 事 会	第1回青少年問題協議会の開催に向けて ①令和7年度青少年問題協議会の計画 ②令和7年度青少年健全育成に関する主な施策等	未定
令和7年5月29日（木）	協 議 会	①令和7年度青少年問題協議会の計画 ②令和7年度青少年健全育成に関する主な施策等 ③令和6・7年度テーマに関する事項（途中経過） ④その他（情報交換等）	未定
令和7年8月26日（火）	専門委員会	【テーマに基づく審議 ③】 ○ 令和6・7年度の提言、広報に係る協議	未定
令和7年11月11日（火）	専門委員会	【テーマに基づく審議 ④】 ○ 令和6・7年度の提言、広報に係る協議	未定
令和8年1月14日（水）	幹 事 会	第2回青少年問題協議会の開催に向けて ① 青少年問題協議会の会議経過 ② 専門委員会活動報告（2年目）	未定
令和8年1月29日（木）	協 議 会	① 青少年問題協議会の会議経過 ② 専門委員会活動報告（2年目） ③ 提言の採択 ④ その他（情報交換等）	未定